

夏季休業期間における学童保育室補助員派遣業務（単価契約）その1 仕様書

1 件名

夏季休業期間における学童保育室補助員派遣業務（単価契約）その1

2 派遣元

派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者とする。

3 派遣職員

18歳以上（高校生不可）で次のいずれかに該当する者

ただし、学童保育室で勤務する職員及び学童保育室を利用している児童と三親等にあたる者など、勤務上の支障が想定される場合は不可

- (1) 保育士、幼稚園教諭、教員免許、放課後児童支援員認定資格等のいずれかの免許・資格を有している者（免許・資格については、川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項各号に定めるものとする。）
- (2) 学童保育室やそれに類似する施設での従事経験がある者
- (3) 育児経験がある者
- (4) 保育、教育、体育関係を学んでいる学生
- (5) その他発注者が認める者

4 派遣場所

川越市郭町1丁目21番地 川越第一学童保育室 ほか7室
別紙一覧のとおり

5 派遣人員

各学童保育室につき1人。ただし、学童保育室の規模や職員の配置状況に応じて追加で派遣する。

なお、同一人により配属先の各学童保育室の「8 就業日」の就業日数を満たすことができない場合は、各学童保育室につき2人までの対応による派遣を可とする。

6 契約期間

契約締結日から令和8年8月28日（金）まで

7 派遣期間

令和8年7月23日（木）から令和8年8月28日（金）まで

8 就業日

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定められた休日を除き、派遣期間のうち、18日間とする。就業日は、各学童保育室の指揮命令者との協議により決定する。

9 就業時間

1日3時間～6時間

令和8年7月3日（金）までに、各学童保育室へシフトの確定連絡を入れること。

シフトは、以下のうちから、各学童保育室の指揮命令者との協議により決定する。

【シフト】

①7：30～13：30

②8：30～14：30

③11：00～17：00

④12：30～18：30

⑤12：45～18：45

⑥その他

※就業時間が6時間の場合は、原則①～⑤のシフトで勤務する。就業時間が6時間に満たない場合のシフトは、この限りではない。

10 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、時間単価を記載すること。

11 業務内容

以下の項目は基本的な業務の例示であり、実際の業務の内容については各学童保育室の指揮命令者からの指示事項となるため、学童保育室により若干異なる場合もある。

(1) 保育業務

- ① 登室時の児童（1年生～6年生）の出席確認の手伝い
- ② 麦茶の準備（湯沸かし）
- ③ 学習の見守り（教えるわけではなく取り組みを促す）
- ④ 室内遊びの見守り（けん玉、こま、折り紙、塗り絵、将棋など）
- ⑤ 校庭遊びの見守り
- ⑥ 児童の話し相手
- ⑦ 昼食時の見守り
- ⑧ 食器洗い（お皿やコップ）
- ⑨ お昼寝の見守り
- ⑩ お菓子の受け取り（配達業者から受け取る）
- ⑪ 消耗品の補充（トイレトペーパーや石鹼など）
- ⑫ おやつ準備（電子レンジの使用、お皿への盛り付けなど）
- ⑬ おやつ時の見守り
- ⑭ お迎え時の児童の引き渡しの手伝い

(2) 清掃業務

- ⑮ 学童保育室、台所、手洗い場、トイレ、玄関、廊下の清掃
- ⑯ ごみの分別、搬出（学校のごみ集積所へ）

(3) 環境整備業務

- ⑰ 学童保育室周辺の清掃

(4) その他

指揮命令者からの指示伝達事項及び発注者と受注者で協議して定めた事項

一日の流れの例

時間	7:30	9:00	10:00	12:00	13:00	15:30	17:30	18:30
活動内容	開室	学習	自由遊び	昼食	昼寝	おやつ	自由遊び	閉室

12 派遣先責任者

川越市教育委員会 教育総務部教育財務課長

13 指揮命令者

教育財務課職員
各学童保育室放課後児童支援員

14 支払方法

受注者からの請求に基づき、全派遣期間終了後の翌月末日までに支払うものとする。
また、請求書と共に、勤務状況確認書類を発注者に提出すること。

15 契約方法

契約金額は、派遣労働者1時間当たりの単価とする。

- (1) 算定は、1時間単位とし、就労の合計時間をもって計算基礎とする。
- (2) 算定の際、円未満の端数が生じた時は、これを四捨五入し、消費税を乗じた際に円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。
- (3) 発注者に請求する代金は、派遣期間の総額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額とする。
- (4) 通勤に係る交通費は、契約金額に含めるものとする。
- (5) 業務に必要な被服は、受注者又は派遣労働者が負担する。（なお、業務に必要な被服は動きやすいもので過度に華美にならないようにすること。）

16 個人情報の取扱いについて

- (1) 受注者は、業務に当たって個人情報を取り扱う際には、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法制に則るとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、派遣労働者に対して、研修等の方法により、個人情報保護法制に準拠した個人情報の重要性について十分認識させるよう努めなければならない。

17 派遣労働者の代替及び交代について

受注者は、派遣労働者が休暇等を取得し、決められた就業日に就業できない場合には、速やかに代替職員を配置すること。

18 就業状況の確認について

受注者は、定期的に派遣労働者の就業状況を確認し、問題等があれば直ちに発注者に連絡し、事態の解決に向け誠意をもって対応すること。

19 法令等の遵守について

受注者及び派遣労働者は、就業する業務に関係ある法令、条例及び規則を熟知し、遵守すること。

20 実施計画書の提出について

受注者は、令和8年6月30日（火）までに、実施計画書を発注者に提出すること。

21 その他

- (1) 派遣労働者は、指揮命令者の職務上の命令に従い、職務に専念しなければならない。
- (2) 派遣労働者は、身だしなみ、言葉遣いに留意し、利用者等に不快感を与えないように努めなければならない。
- (3) 受注者及び派遣労働者は、当該業務に従事したことにより知ることのできた秘密及び個人情報を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。派遣期間終了後においても同様とする。
- (4) 受注者及び派遣労働者は、その職の信用を傷付け、又は、不名誉となる行為をしてはならない。
- (5) 契約内容に疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項は両者協議のうえ決定する。

夏季休業期間における学童保育室補助員派遣業務（単価契約）その 1

派遣学童保育室一覧

	学童保育室	所在	住所（川越市-）
1	川越第一学童保育室 （2名）	川越第一小学校敷地内 （校舎内）	郭町1丁目21番地
2	川越学童保育室 （2名）	川越小学校敷地内 （校舎内）	郭町1丁目1番地1
3	中央学童保育室 （2名）	中央小学校敷地内 （校舎内）	中原町1丁目25番地
4	月越学童保育室 （2名）	月越小学校敷地内 （校舎内・プレハブ）	月吉町51番地
5	今成学童保育室 （2名）	今成小学校敷地内 （校舎内）	今成2丁目42番地1
6	芳野学童保育室 （1名）	芳野小学校敷地内 （プレハブ）	大字鴨田331番地
7	上戸学童保育室 （2名）	上戸小学校敷地内 （校舎内）	大字上戸390番地1
8	山田学童保育室 （3名）	山田小学校敷地内 （校舎内・プレハブ）	大字山田167番地

※「その1」エリアは、合計16名。

仕様書

令和 8 年度

件名 夏季休業期間における学童保育室補助員派遣業務(単価契約) その1

場所 川越市郭町1丁目21番地 川越第一学童保育室 ほか7室

設計額(単価) _____ @ _____ 円

委託 の 大 要	夏季休業期間の一日保育に対応するため、市内学童保育室に補助員を派遣するものである。
	1. 期間 令和8年7月23日から令和8年8月28日まで

内 訳 書

名 称	数 量	単 位	金 額	摘 要
本委託費				
1. 派遣費用	1	時間		
3. 消費税相当額	1	式		
小 計				1時間当たりの単価
4. 派遣時間	6	時間		1日当たりの労働時間
5. 派遣日数	18	日		
6. 派遣人数	16	人		※川越第一、川越、中央、月越、今成、上戸は+1名、山田は+2名
総委託費合計	1	式		